

クラルテ法律事務所 弁護士報酬基準

基本的な説明

着手金	事件を依頼していただいた時点で、事件対応を進めるための対価としてお支払いいただくものです。着手金は、原則として手続の段階（民事裁判であれば一審・控訴審・上告審）ごとに発生し、次の段階に進むときには前の着手金の半額程度を追加してお支払いいただきます。
報酬	事件が成功により終了したとき（勝訴判決・和解・調停成立・示談など）に、成功（経済的利益）の程度に応じて、お支払いいただくものです。報酬の基準となる経済的利益は、回収額、請求額から減額した金額など現実に得られた金額とします。計算の結果、報酬額が明らかに不当に高額となる場合は協議により減額します。
手数料	原則として1回程度の手続や依頼事務の対応で終わる案件の場合、「着手金」と「報酬」の形ではなく、「手数料」として対価を決めます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、鑑定費用、供託金、交通費、コピー代、通信費など事件の対応に必要な経費です。これらは、着手金などの弁護士費用とは別にご負担いただきます。

1 基本となる基準

※以下の基準は目安であり、事案の性質や困難さ、依頼者の経済状態などをふまえて協議し、20%の範囲で増減することがあります。

※交渉、調停、訴訟へと事件の段階が進む場合、原則としてその段階ごとに当初の半額程度の追加着手金がかかります。2の個別事件も同様です。

※以下の金額はいずれも10%の消費税込みの金額です。消費税改定の場合は変更となります。

法律相談	【相談料】 1回1万1000円～3万3000円 *相談内容により異なります。
通常訴訟事件	【着手金】 <ul style="list-style-type: none">● 紛争の金額300万円以下の場合 ……8.8%● 300万円を超え3000万円以下の場合 ……5.5%+9万9000円● 3000万円を超え3億円以下の場合 ……3.3%+75万9000円● 3億円を超える場合 ……2.2%+405万9000円 【報酬】 <ul style="list-style-type: none">● 経済的利益300万円以下の場合 ……17.6%● 300万円を超え3000万円以下の場合 ……11%+19万8000円● 3000万円を超え3億円以下の場合 ……6.6%+151万8000円● 3億円を超える場合 ……4.4%+811万8000円 *ただし、着手金・報酬とも最低額は11万円です。
民事調停事件	【着手金】【報酬】 通常訴訟に準じます。 *ただし、事案に応じて通常訴訟の3分の2程度を目安に減額する場合があります。 *着手金・報酬とも最低額は11万円です。
交渉事件	【着手金】【報酬】 通常訴訟の50%～70% *着手金・報酬とも最低額は11万円です。
民事保全 (仮差押・仮処分)・ 民事執行事件	【手数料】 それぞれ通常訴訟より減額します。

2 個別事件の基準

※ 以下に定めがない事件については、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準に準じています。ご相談時に具体的にご説明いたします。

<p>離婚事件、 婚姻費用分担請求事件、 養育費請求事件</p>	<p>【着手金】 33～55万円 【報酬】 33～55万円</p> <p>*財産分与、慰謝料を伴うときは、経済的利益に応じて報酬を加算します。 *婚姻費用、養育費については、その2年分を経済的利益として着手金、報酬を計算します。 *子の引渡請求、人身保護請求などの申立てをする場合には、別途協議の上で着手金・報酬を定めます。</p>
<p>遺産分割、 遺留分侵害額請求事件</p>	<p>「1 基本となる基準」によります。</p> <p>*相続分・遺留分の額、相続人の数、相続財産の内容などをふまえて協議させていただきます。 *特に複雑または特殊な事情がある場合は、別途ご相談させていただきます。</p>
<p>遺言書の作成</p>	<p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遺産額が300万円以下の場合 ……22万円 ●300万円を超え3000万円以下の場合 ……1.1%+18万7000円 ●3000万円を超え3億円以下の場合 ……0.33%+41万8000円 ●3億円を超える場合 ……0.11%+107万8000円 <p>*定型的な遺言書の場合は協議して減額します。 *特に複雑または特殊な事情がある場合は、別途ご相談させていただきます。</p>
<p>遺言の執行</p>	<p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済的利益の額が300万円以下の場合 ……33万円 ●300万円を超え3000万円以下の場合 ……2.2%+26万4000円 ●3000万円を超え3億円以下の場合 ……1.1%+59万4000円 ●3億円を超える場合 ……0.55%+224万4000円 <p>*特に複雑又は特殊な事情がある場合は、別途ご相談させていただきます。 *遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬をいただく場合がございます。この場合は事前に別途ご相談させていただきます。</p>
<p>成年後見の申立</p>	<p>【手数料】 22万円</p> <p>*ただし、医師の鑑定費用等の実費は別となります。</p>
<p>破産・民事再生(個人)</p>	<p>(1) 破産(個人) 【着手金】 22～33万円 【報酬】 22～33万円</p> <p>(2) 民事再生(個人) 【着手金】 33～55万円 【報酬】 33～55万円</p> <p>*ただし、債務総額が2億円を超え、かつ大量の事務処理を要する案件は別に協議することとします。 *お支払いが困難な方の分割払いについては、ご相談に応じます。</p>

<p>破産・民事再生（法人）</p>	<p>(1) 破産（事業者） 【手数料】 33万円以上 * 事業の規模、債権者数、資産等により異なります。 * 債務総額が2億円を超え、かつ大量の事務処理を要する案件は別にご相談させていただきます。</p> <p>(2) 民事再生（事業者） 【着手金】 55万円以上 【報酬】 再生後の事業の状況により別途協議 * 債務総額が2億円を超え、かつ大量の事務処理を要する案件は別にご相談させていただきます。</p>
<p>債務の任意整理（個人）</p>	<p>【着手金】 2万2000円×債権者数 【報酬】 2万2000円×債権者数 * 着手金、報酬とも最低額は5万5000円です。 * 債務の減額に成功した場合は、その額の11%を、過払金の返還に成功した場合には、その22%を報酬に加算します。</p>
<p>刑事事件</p>	<p>【着手金】 33～55万円 【報酬】 33～55万円 * ただし、事案が複雑・膨大・困難な事件は別に協議して決定します。</p>
<p>労働者側の労働事件（訴訟、労働審判）</p>	<p>【着手金】【報酬】 いずれも通常訴訟事件に準じます。 * ただし、解雇事件の着手金は、経済的利益の額が算定困難なため原則として以下のように算定します。 ● 賃金（額面）1ヶ月分の88%（最低額は16万5000円） ● 賃金が50万円を超える場合には、上記をふまえて減額を協議します。</p>

3 その他

<p>契約書の作成</p>	<p>【手数料】 (1) 定型的な契約書 ● 11～22万円 (2) 非定型的な契約書 ● 契約金額が3000万円以下の場合 1.1%+22万円 ● 3000万円を超える場合 0.33%+45万4000円</p>
<p>顧問料</p>	<p>● 月5万5000円を基準額とします。 * 事業の規模や相談の頻度などをふまえて協議して決めます。</p>
<p>時間制（タイムチャージ）</p>	<p>● 弁護士が依頼案件に対応する時間につき、1時間あたり1万1000円～5万5000円の範囲で協議して決めます。 * 案件の性質により、時間制により弁護士費用を定めた方が合理的な場合に、協議の上で、時間制を採用することがあります。</p>
<p>日当</p>	<p>● 1日 5万5000円（片道3時間半以上） ● 半日 3万3000円（片道1時間半以上） * 依頼案件の対応のために出張した場合に日当を加算することがあります。</p>